

愛媛県教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行に伴い、勤務成績評定を人事評価に変更し、及び退職管理の適正を確保するための措置を講ずるため、関係する規則の改正を行う。

2 改正内容

（1）人事評価関係

愛媛県教育委員会事務委任規則、愛媛県県立学校管理規則、愛媛県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び愛媛県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則について、勤務評定を人事評価に改める。

（2）退職管理関係

愛媛県教育委員会事務局組織規則について、教育総務課及び高校教育課の所掌事務に退職管理に関することを加える。

3 施行期日

平成28年4月1日

愛媛県教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成28年3月24日提出

愛媛県教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務委任規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務委任規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(委任事務)	(委任事務)	(委任事務)	第2条 愛媛県教育委員会（以下「委員会」という。）は、法第25条第2項各号（法第37条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる事務及び次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。	第2条 愛媛県教育委員会（以下「委員会」という。）は、法第25条第2項各号（法第37条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる事務及び次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。	第2条 愛媛県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。
(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略	(3) 職員の勤務成績評定の計画に関すること。	(3) 職員の勤務成績評定の計画に関すること。
(3) 職員の人事評価	の計画に関すること。	(3) 職員の人事評価	(3) 職員の人事評価	(4)～(8) 省略	(4)～(8) 省略
2 省略		2 省略	2 省略	2 省略	2 省略

(校長の職務)

第20条 省略

2 校長は、所属教職員の任免その他の進退、人事評価及び給与について、教育長に具申することができる。

(愛媛県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年愛媛県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に改める規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	前
愛媛県市町立学校職員の人事評価に関する規則	愛媛県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則		

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第46条の規定に基づく市町教育委員会の行う県費負担教職員（以下「職員」という。）の勤務成績の評定（以下「勤務評定」という。）は、この規則の定めによる。

(人事評価の実施の範囲)

第2条 勤務評定は、臨時的任用の者及びその他県教育委員会教育長の指定する者を除き、すべての職員について実施するものとする。

(勤務評定の種類及び実施の時期)

第3条 勤務評定は、定期評定、条件評定及び臨時評定とする。

2 定期評定は、毎年11月1日に実施するものとする。

3 条件評定は、条件付採用期間中の職員について、当該職員の条件付採用期間開始後5月を経過した日に実施するものとする。ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条第1項の規定により任命権者が行う採用の日から1年間の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を受ける職員については、条件付

		採用期間開始後10月を経過した日に実施するものとする。
4	臨時評価は、県教育委員会又は市町教育委員会が特に必要があると認める職員について隨時これを実施するものとする。	(実施の時期の特例) 第4条 県教育委員会教育長は、公正な評価を行なうことができないと認められる職員については、前条第2項又は第3項の規定による定期評価又は条件評価の実施の時期を変更することができる。
		(実施の時期の特例)
5	評価に当たつて考慮する勤務期間（以下「評価期間」という。）は県教育委員会教育長が定める。	(評価の期間) 第5条 評定に当たつて考慮する勤務期間（以下「評定期間」といいう。）は県教育委員会教育長が定める。
6	評価者及び評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は次のとおりとする。	(評価者及び調整者) 第6条 評定者及び評定の調整を行う者（以下「調整者」といいう。）は次のとおりとする。
		(評価の効力)
7	評価者及び調整者は、県教育委員会の別に定める人事評価書によつて評価又は調整を行い、その結果を市町教育委員会に報告するものとする。	(報告) 第7条 市町教育委員会は、人事評価を実施したときは、実施の日から14日以内に、県教育委員会の定める人事評価報告書により、県教育委員会に報告しなければならない。
8	人事評価書は、当該評価期間中の職員の勤務成績を示すものとする。	(勤務評定書の効力) 第8条 勤務評定書は、当該評定期間中の職員の勤務成績を示すものとする。
9	人事評価書は、新たに報告書が作成されるまでの間、当該評定	(勤務評定書) 第9条 勤務評定書は、新たに報告書が作成されるまでの間、当該評定

期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみ
 なす。ただし、その期間は2年間を限りとする。

(委任)

第49条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施について必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

(愛媛県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第44条 愛媛県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

	改 正 前	改 正 後	
愛媛県立学校教職員の <u>人事評価</u> に関する規則	愛媛県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則	愛媛県立学校教職員の <u>勤務成績の評定に関する規則</u>	(趣旨)
第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2の規定に基づく愛媛県教育委員会の所管に属する県立学校に勤務する教職員（以下「職員」という。）の <u>人事評価</u>	第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条の規定に基づく愛媛県教育委員会の所管に属する県立学校に勤務する教職員（以下「職員」という。）の <u>勤務評定</u> （以下「勤務評定」という。）は、この規則の定めによる。	(勤務評定の実施の範囲)	(勤務評定の種類及び実施の時期)
第2条 <u>人事評価</u> は、 <u>県教育委員会教育長</u> の指定する者を除き、 <u>全て</u> の職員について実施するものとする。	第2条 <u>人事評価</u> は、 <u>県教育委員会教育長</u> の指定する者を除き、 <u>すべて</u> の職員について実施するものとする。	第3条 勤務評定は、定期評定、条件評定及び臨時評定とする。	第3条 勤務評定は、定期評定、条件評定及び臨時評定とする。

要な事項に関する実践的な研修を受ける職員については、条件付採用期間開始後10月を経過した日に実施するものとする。
第4条 臨時評価は、県教育委員会が特に必要があると認める職員について隨時これを実施するものとする。

(実施の時期の特例)

第4条 県教育委員会教育長は、公正な評価を行うことができないと認められる職員については、前条第2項又は第3項の規定による定期評定又は条件評価の実施の時期を変更することができる。
第5条 評価に当たつて考慮する勤務期間（以下「評価期間」といふ。）は県教育委員会教育長が、定める。

(評価の期間)

第6条 評価者及び調整者（以下「調整者」といふ。）は次のとおりとする。

評価者	被評価者	評価者	調整者
省略			

第7条

評価者及び調整者は、県教育委員会の別に定める人事評価書によつて評価又は調整を行い、その結果を県教育委員会に報告するものとする。
(報告)

第7条 校長は人事評価を実施したときは、実施の日から7日以内に県教育委員会の定める人事評価報告書により県教育委員会教育長に報告しなければならない。
(人事評価の効力)

第8条 人事評価書は、当該評価期間中の職員の勤務成績を示すものとする。

必要な事項に関する実践的な研修を受ける職員については、条件付採用期間開始後10月を経過した日に実施するものとする。
4 臨時評定は、県教育委員会が特に必要があると認める職員について隨時これを実施するものとする。

(実施の時期の特例)

第4条 県教育委員会教育長は、公正な評定を行うことができるないと認められる職員については、前条第2項又は第3項の規定による定期評定又は条件評定を変更することができる。

(評定の期間)

第5条 評定に当つて考慮する勤務期間（以下「評定期間」といふ。）は県教育委員会教育長が、定める。

第6条 評定者及び評定の調整を行う者（以下「調整者」といふ。）は次のとおりとする。

評定者	被評定者	評定者	調整者
省略			

2 評定者及び調整者は、県教育委員会の別に定める勤務評定書によつて評定又は調整を行い、その結果を県教育委員会に報告するものとする。

(報告)

第7条 校長は勤務評定を実施したときは、実施の日から7日以内に県教育委員会の定める勤務評定報告書により県教育委員会教育長に報告しなければならない。

(勤務評定書の効力)

第8条 勤務評定書は、当該評価期間中の職員の勤務成績を示すものとする。

2 人事評価書は、新たに報告書が作成されるまでの間、当該評価期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。ただし、その期間は、2年間を限りとする。
(委任)

第4条 この規則に定めるものほか、人事評価の実施について必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第5条 愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(各課及び室の所掌事務)		(各課及び室の所掌事務)	第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。	第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。	
第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課（第17号から第22号まで及び第26号の事務にあつて は、教職員厚生室の所掌とする。）		第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課（第16号から第21号まで及び第25号の事務にあつて は、教職員厚生室の所掌とする。）	(1)～(26) 省略	(1)～(26) 省略	
(1)～(26) 省略		(1)～(26) 省略	(27) 教職員又は教職員であった者の退職管理に関する事項 主管に属するものを除く。)。	(27) 省略	
(28) 省略		(28) 省略	(29) 省略	(29) 省略	省略
高校教育課		高校教育課	高校教育課	高校教育課	省略
(1)～(19) 省略		(1)～(19) 省略	(20) 県立学校の教職員又は教職員であった者の退職管理に関する事項 二と。	(20) 県立学校の教職員又は教職員であった者の退職管理に関する事項 二と。	省略
					附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により行うことができる勤務成績の評定については、第3条の規定による改正後の愛媛県市町立学校職員の人事評価に関する規則及び第4条の規定による改正後の愛媛県立学校教職員の人事評価に関する規則の規定にかかわらず、同項に規定する日までの間は、なお従前の例によることができる。

議案説明

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）により地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部が改正されることに伴い、これらの規則の一部を改正しようとするものである。